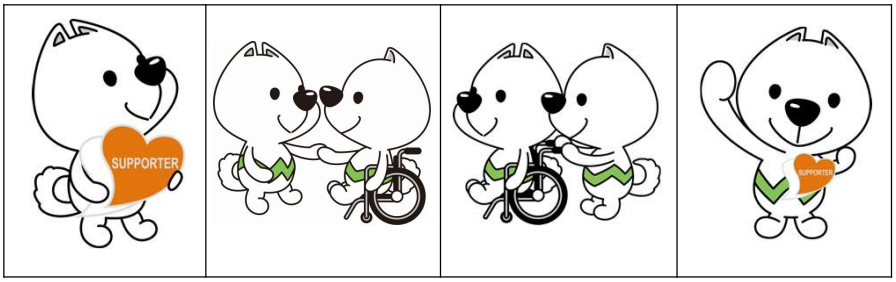
障害者差別の解消に向けて



和歌山県　福祉保健部
福祉保健政策局　障害福祉課

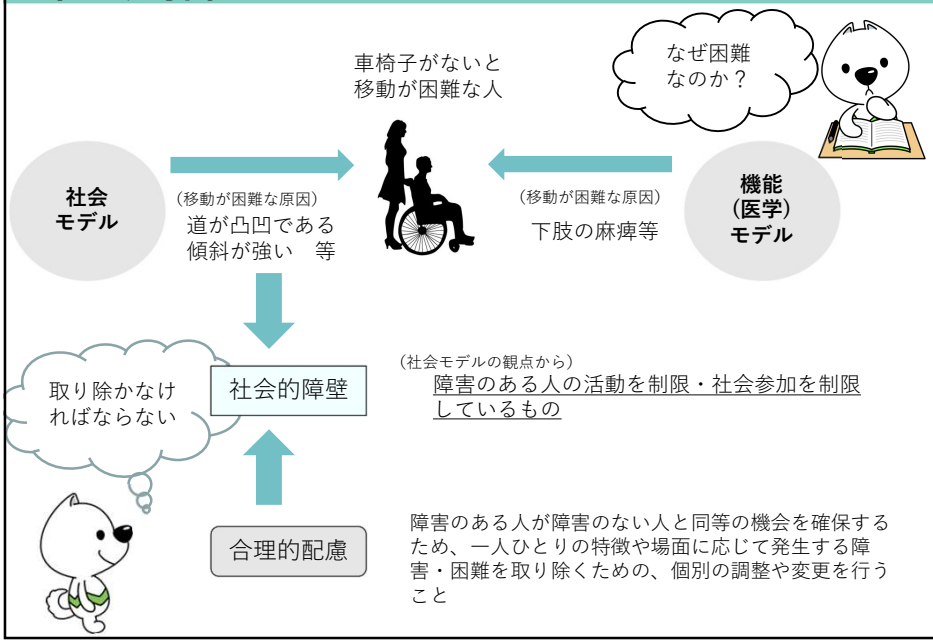
障害者の定義

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

障害者基本法第２条
障害者差別解消法第2条

2

社会的障壁とは



（社会モデルの観点から）
障害のある人の活動を制限・社会参加を制限しているもの

障害のある人が障害のない人と同等の機会を確保するため、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難を取り除くための、個別の調整や変更を行うこと

3

障害のある人を取り巻く社会的障壁

社会における事物	制度	慣行	観念
・物理的なバリア	・制度的なバリア	・文化、情報のバリア	・意識（心）のバリア
たとえば・・・	たとえば・・・	たとえば・・・	たとえば・・・
道路の段差、階段 使いづらい施設 など	利用しにくい制度、 資格や免許の制限 など	障害のある方の存在を前提としていない慣習　など	偏見、思いこみ など

社会的障壁を取り除く

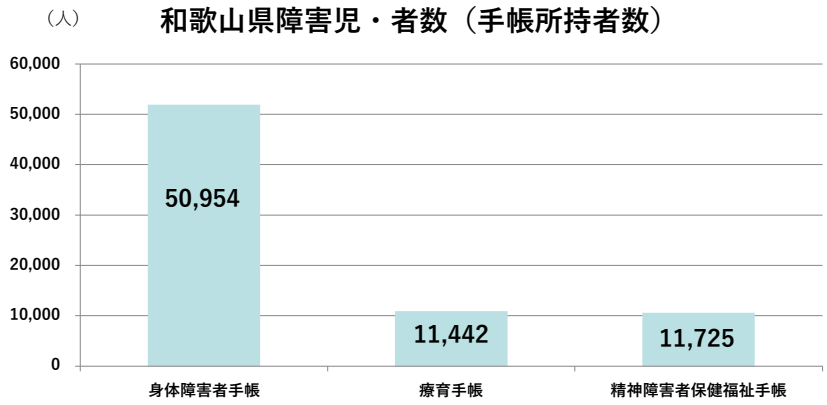
共生社会の実現

4

障害のある人はどれくらいいるのか？

◆和歌山県の障害者手帳所持者数：約７万４千人
◆和歌山県人口：約８６万１千人（ 861,070人）

県民約１２人中の1人に、何らかの障害がある



＊和歌山県の人口は、令和８年４月１日現在の数字
＊それぞれの手帳の所持者数は、令和８年３月末現在の数字

5

障害者差別に関する法律等

■障害者差別解消法（平成28年4月～）

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、
相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげること。

■和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

（和歌山県障害者差別解消条例）　　（令和5年12月26日施行）

■法律と条例のポイント

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関等	禁止	法的義務
事業者 ※個人事業主や NPO法人等も含む	禁止	法的義務

6

不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、①サービスの提供を拒否することや、②サービスの提供にあたって場所や時間などを制限すること、③障害のない人にはつけない条件をつけること等。

＜具体例＞

① サービスの提供を拒否すること

- 障害があることを理由に窓口での対応を拒否する
- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける
- 正当な理由なく、補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴を拒否する

身体障害者補助犬法の啓発のマーク

② サービスの提供を制限すること

- 正当な理由なく対応を後回しにする、サービス提供時間を変更又は限定する

③ 障害のない人には付さない条件を付すこと

- 正当な理由なく、保護者や支援者・介助者の同伴を求める／同伴を拒否する

7

合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。



＜過重な負担かどうかの判断視点＞

①配慮を行うことが、事務や事業の目的や内容を著しく損ってしまうこととならないか

②物理的・技術的な著しい制約がないか、あるいは人的・体制上の著しい制約がないか

③当該措置を講ずることによる費用・負担に対応できるか

8

障害の種別ごとの
「合理的配慮の提供」
事　例



視覚障害のある方

視覚障害のある方の中には、全く見えない方と見えづらい方がいます。
見えづらい方の中には、細部がよくわからない、光がまぶしい、暗いところで見えにくい、見える範囲が狭い（視野の一部が欠けたり、望遠鏡でのぞいているような見え方）などの方がいます。また、特定の色がわかりにくい方もいます。

【障害者からの申出】

申込書類等にマーカーで線を引いて説明をされても、他の下線と色が同じに見えてしまうので分からない。



【申出への対応】

該当箇所に数字や記号等の印をつけて説明をした。



【合理的配慮の提供の例】

・全盲の視覚障害者Ａさんは、地域の福祉センターを訪問する際、案内看板等が見えず単独で行くことができませんでした。
　しかしセンター入り口付近にガイドボランティアが配置され、手助けが必要な人に一声かけてくれるようになったことから、付き添いがなくても一人で通うことができるようになりました。
　また併せて、エレベーターや階段の手すりにも点字シールを表示することになり、ガイドボランティアと離れていても、自分のタイミングで移動することが可能になり、ご本人の気持ちもとても自由になりました。

・視覚障害者のＢさんはトイレの個室を利用するため、職員の方に案内をお願いしました。
　また、同性の職員に案内してほしいということも伝えたところ、希望に応じて同性の職員に案内をしてもらえるようになりました。

10

聴覚・言語障害のある方

聴覚障害のある方の中には、全く聞こえない方と聞こえにくい方がいます。
さらに言語障害を伴う方とほとんど伴わない方がいます。
また、言語障害のある方は、その原因によって聴覚障害を伴う場合があります。

【障害者からの申出】

会員登録の内容を変更したいのだが、受付が電話のみのため手続を行うことができない。



【申出への対応】

受付用ではないが他の業務で使っているＦＡＸがあったので、そちらに新しい登録事項を連絡してもらい変更手続をした。



【合理的配慮の提供の例】

・聴覚障害者（発語可能・４級）のCさんは事務手続きのため、受付を済ませ呼び出しを待っていましたがなかなか呼ばれませんでした。
　受付に、呼ばれていないことを申し出ると、「名前を呼びましたが、返事がありませんでした」とのことでした。
　音声による通常の呼び出ししか行われなかったためです。
　その後、事務局は対応を検討し、聴覚障害のある方には、文字情報などでも呼び出しを伝え、手続きに関するやりとりに関しても筆談等で対応することとしました。

11

肢体不自由のある方

肢体不自由のある方の中には、上肢や下肢に切断や機能障害のある方、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な方、脳性マヒの方などがいます。移動については、杖や松葉杖を使用される方、義足を使用される方、自力歩行や電動の車いすを使用される方などがいます。

【障害者からの申出】

申込書類に自分で記入することができず、同行者もいないので、職員に代筆してほしい。



【申出への対応】

十分に本人の意向を確認した上で、職員が代筆による記入を行った。この際、記入内容について後で見解の相違が生じないように他の職員が立ち会った。



【合理的配慮の提供の例】

・重度の脳性麻痺であるDさんは、介助用車椅子を使用し、施設職員や家族の介助による移動が主でした。リハビリテーションセンターにおいて、施設での電動車椅子による自立移動が可能か検討したところ、座位保持装置や特殊スイッチを装備・使用した電動車椅子で安全に施設内を移動できることがわかりました。

　当初、施設側が電動車椅子移動による安全性の確保について懸念していましたが、リハビリテーションセンター担当職員による実地確認や使い方の指導により安全な移動が可能であることが理解され、その結果、施設内で本人の意思により自由に移動することが可能となりました。

12

知的障害のある方

知的障害のある方は、概ね18 歳頃までの心身の発達期に現れた知的機能の障害により 、知的な遅れと社会生活への適応のしにくさのある方です。重度の障害のため常に同伴者と行動される方もいますが、障害が軽度の場合には会社で働いている方も大勢います。

【障害者からの申出】

フロアガイド（案内図）の漢字が読めないので振り仮名を振ってほしい。



【申出への対応】

フロアガイド（案内図）に振り仮名を振って渡した。



【合理的配慮の提供の例】

・一人暮らしをしながら地域の作業所に通うEさんは、身の回りのことはほとんど自分でできますが、お金の計算、特に何を買うのにいくらかかるのかを考えて使うのが苦手なため、日常の金銭管理をしてくれる福祉サービス（日常生活自立支援事業）を利用することになりました。

生活支援員と必要なお金について１週間単位で相談し、一緒に銀行に行ってお金を下ろし、生活することになりました。買い物のレシートをノートに貼ることもアドバイスをうけ、お金を遣い過ぎることがなくなりました。また、お金がどれくらいあるのか心配なときは、支援員さんに聞けば分かるので安心とEさんは話しています。

13

精神障害のある方

精神障害のある方は、統合失調症、そううつ病、うつ病、てんかん、アルコール中毒等のさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱えている方です。適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるため、大半の方は地域で安定した生活を送られています。

【障害者からの申出】

大勢の人がいるところでは、どうしても周囲が気になってしまい落ち着かず、待合室での順番待ちが難しい。



【申出への対応】

別室の確保が困難であったため、待合室の中で、比較的周りからの視界が遮られるようなスペースに椅子を移動させ、順番待ちできるよう配慮した。



【合理的配慮の提供の例】

・Fさんは、精神障害当事者としての経験を活かして、福祉サービス事業所でピアサポーターとして活動しています。しかし、月に一度位は幻聴が出現することがあり、Fさんは活動に支障が出ることをとても心配していました。

職員に相談すると、「普段はどうしているのですか？」と質問され、Fさんは頓服薬を飲んで１時間位静養すると治まってくると説明しました。すると、「ご自分で対処できるならそうして下さい」「症状があっても、工夫をしながら活動を続けられるといいですね」「他の利用者の励みになるのだから気にする必要はないと思います」と言われて、幻聴が出た時は頓服が効くまで静養できることになりました。

その後、Fさんは、ピアサポーターとして自信を持ちながら、安心して活動を続けています。

14

参考・関連資料

○障害者差別解消法　福祉事業者向けガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/R6fukushi_guideline.pdf

○障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/

○合理的配慮に関する好事例集
https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/r07jirei/pdf/examples.pdf

15

対話の際に気をつけるべき言葉



- 先例がありません
- 特別扱いできません
- もし何かあったら
- その障害種別ならば



障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、別の方法がないか、障害のある人と事業者等が一緒になって柔軟に対応策を考えていくことが重要です。

16

障害福祉の制度

障害のある人のための様々な制度やサービス

〇障害福祉サービス
- ・介護給付
（居宅介護・重度訪問介護、短期入所・生活介護など）
- ・訓練等給付
（自立生活援助・自立訓練・就労移行支援など）

〇地域生活支援事業
- ・必須事業（基幹相談支援センター・意思疎通支援など）
- ・任意事業（生活訓練等・芸術文化活動など）

「障害児者福祉のしおり」として制度やサービスの内容や相談先をまとめています。

和歌山　障害児者福祉のしおり

17

あいサポート運動について

様々な障害の特性、障害のある方が困っていることや必要としている配慮などを理解して、障害のある方に対して<u>ちょっとした手助けや配慮</u>を実践することによって、障害のある方が暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動です。

和歌山県の
あいサポーターは
３０，７９４人です！
（Ｒ８．３末）



18

ヘルプマークについて

外見からは障害や難病のあることが分からない方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを伝えることができるマーク



＜対象＞
内部障害のある人、難病患者
知的障害のある人、発達障害のある人
精神障害のある人、義足を使用している人
など



ヘルプマークを見かけたら・・・
- **電車・バスの中で、席をお譲りください。**
- **駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。**
- **災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。**

みなさんのご理解とご協力をお願いいたします

19

まとめ

- **障害のある人のことを知ること**
- **障害のある人が抱える困難や痛みを想像すること**
- **障害のある人と対話をすること**

和歌山県では、企業・団体向けに、障害者差別解消法に関する研修や、手話に関する研修を実施していますので、ご利用を希望される場合は、気軽にお問合せください。



《問合せ先》　和歌山県障害福祉課計画調整班
TEL：073-441-2530
FAX：073-432-5567

20